［十二　略］

十三　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.3GHz帯の場合)（アンテナ端子付き）

［１　略］

２　測定器の条件等

［(1)　略］

(2)　レーダー信号発生器により、擬似レーダーパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加える。なお、擬似レーダーパルスのパルス幅、繰り返し周波数、連続するパルス数及び繰り返し周期は、平成19年総務省告示第48号に規定する値とする。

［(3)・(4)　略］

３　試験機器の状態

［(1)・(2)　略］

(3)　試験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、親局の試験機器（接続方式がキャリアセンス多元接続方式のものに限る。）から子局の試験機器に対して、送信時間率30％以上の伝送速度となるように設定する。

［４　略］

５　試験結果の記載方法

(1)　利用可能チャネル確認

ア　試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

イ　「利用可能チャネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

(2)　運用中チャネル監視

ア　試験機器が15回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で記載する。

イ　４(2)クを行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で記載する。

［十二　同左］

十三　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.3GHz帯の場合)（アンテナ端子付き）

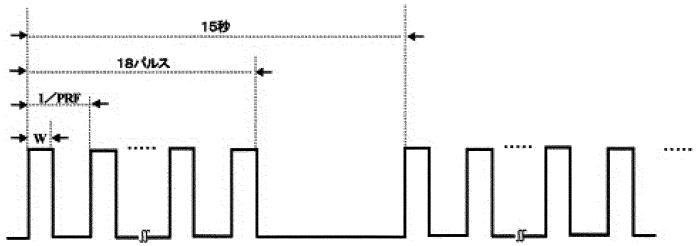
［１　同左］

２　測定器の条件等

［(1)　同左］

(2)　レーダー信号発生器により、次表の試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［ｓ］
固定パルス１	1.0	700	18	15.0
固定パルス２	2.5	260	18	15.0



［(3)・(4)　同左］

３　試験機器の状態

［(1)・(2)　同左］

(3)　試験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、無線設備の最大伝送信号速度の50％となるように設定する。

［４　同左］

５　試験結果の記載方法

(1)　利用可能チャネル確認

ア　４(1)エにおいて、試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

イ　「利用可能チャネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

(2)　運用中チャネル監視

ア　４(2)カにおいて、試験機器が15回擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で記載する。

イ　４(2)クを行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で記載する。